

病児・病後児保育制度及び緊急保育制度要項

平成30年5月28日 制定

(趣旨)

第1条 この要項は、徳島大学の研究者支援の一環として、本学所属の常勤研究者(男女は問わない)のお子様に対して、病気又は病気回復期、緊急時等における一時預り保育制度について、必要な事項を定める。

(支援対象)

第2条 本学に所属する次の支援対象者のお子様(0歳～小学校6年生まで)とする。ただし、産前・産後休業中、育児休業中及び介護休業中の者は除く。
徳島大学で雇用されている常勤の研究者(男女は問わない。)

(支援内容)

第3条 病児・病後児保育制度及び緊急保育制度による支援内容は、登録者のお子様の病気又は病気回復期、緊急時の一時預り保育、見守り、送迎について、定額の保育利用料を支援する。

(支援時期)

第4条 当該年度内で、AWAサポートセンターが認めた期間とする。

(登録者の選考)

第5条 登録者の選考は、支援を受けようとする保護者からの申請書、個人カルテに基づき、AWAサポートセンターが決定する。

2 登録者の選考にあたっては、妊娠、出産、育児中の者を優先する。

(病児・病後児)

第6条 病気又は病気回復期に保育を依頼する場合は、医療機関の受診が前提となる。

2 預り可能な疾病例は、次のとおりとする。

風邪、インフルエンザ、水ぼうそう、風疹、おたふくかぜ、はしか、中耳炎、胃腸炎、アデノウイルス、結膜炎、手足口病、とびひ、ヘルパンギーナ、その他要相談

3 預り不可能な疾病例は、次のとおりとする。

お子様の全身状態が非常に悪い場合、ノロウイルス、ロタウイルス、マイコプラズマ肺炎等、ひどい嘔吐下痢の症状を伴う疾病や季節性以外のインフルエンザ(鳥インフルエンザ等)など

(緊急保育)

第7条 緊急保育は、病児・病後児ではないことが原則である。

(利用者の費用負担)

第8条 利用者は、次の費用について負担するものとする。

- (1) 送迎時に発生する交通費(タクシー代金)
- (2) 保育時間中の駐車料金
- (3) 診察費用(実費)

(その他)

第6条 病児・病後児保育制度及び緊急保育制度の運用について必要な事項は、AWAサポートセンターが別に定める。